
第5次新庄市国土利用計画

新庄市

令和4年3月

計画策定の趣旨

新庄市国土利用計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、新庄市の区域について定める国土（以下「市土」という。）の利用に関する基本的な事項を定め、市土の総合的かつ計画的な利用を図る上での指針となるものです。

市の国土利用計画は昭和57年7月に策定されてからこれまで3度にわたり見直しを行ってきました。平成23年3月に策定した第4次新庄市国土利用計画は、令和2年度で計画期間が満了したため、これを継続させる計画が必要です。

今後も予測される人口減少下で、土地需要が減少する等の大きな状況変化が生じており、市土を適切に管理し荒廃を防ぐといった新たな土地利用の課題など、市を取り巻く社会情勢に対応したまちづくりを進める必要があります。

そのため、国土利用計画法の基本理念である公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るため、令和3年3月に策定された山形県国土利用計画（第五次）を基本としながら、第5次新庄市国土利用計画を策定したものです。

第5次新庄市総合計画に掲げる市の将来像“「住みよさ」をかたちに 新庄市”の実現に向けて、市土の安全性を高め、人と自然が調和し、持続可能で豊かな市土の形成を目指していきます。

目次

第1章 市土地利用の現状

第1節	市土の概要	1
第2節	市土地利用の動向	1
第3節	市土地利用をめぐる基本的条件の変化	1

第2章 市土地利用に関する基本構想

第1節	市土地利用に関する基本方針	3
第2節	利用区分別の市土地利用の基本方向	4

第3章 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

第1節	市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	7
第2節	地域別の概要	8

第4章 第3章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第1節	土地利用に関する法律等の適切な運用	11
第2節	地域整備施策の推進	11
第3節	市土の保全と安全性の確保	12
第4節	持続可能な市土の管理	12
第5節	環境の保全と美しい市土の形成	12
第6節	土地利用の転換の適正化	14
第7節	多様な主体の連携による市土運営の推進	14
第8節	市土に関する情報の収集と普及啓発	14

参考資料

1.	計画策定経過	15
2.	計画における主要指標	16
3.	人口等の推移	17
4.	国土利用計画における土地利用区分の定義及び把握方法	18
5.	第4次新庄市国土利用計画との比較	20
6.	土地利用の推移と規模の目標	21
7.	土地利用転換マトリックス	22
8.	土地に関する主な地域地区指定	23
9.	災害危険区域	24
10.	新庄市の文化財	27
11.	新庄市土地利用現況図	29
12.	新庄市土地利用マスタープラン図	30

第1章 市土利用の現状

第1節 市土の概要

本市は山形県の北東部、最上地域のほぼ中央部に位置し、奥羽山脈と出羽山地の山々に囲まれた新庄盆地にあり、総面積は、222.85km²です。

市の東部には神室山を主峰とする神室連峰があり、南西部には日本三大急流のひとつ山形県の母なる川「最上川」が流れています。この最上川に、神室山系を源とする泉田川、升形川、新田川などが合流し、これら河川による水田地帯が市全域に広がっており、その中心部に市街地が形成されています。市土の約8割が森林と農用地に囲まれており、特色ある豊かな自然を身近に触れることができる地域です。

気候については、夏と冬の気温の較差の大きい内陸盆地型の気候となっており、特に冬は、季節風の影響により積雪量が多いというのが特色です。

第2節 市土利用の動向

令和元年における市土利用の状況は、森林が57.5%、農用地が24.4%、宅地が4.6%、水面、河川、水路が4.1%、道路が3.9%、原野が3.6%、その他が1.9%となっています。近年の土地利用の動向をみると、農用地が減少している一方で、宅地や道路が増加していることから、農用地から宅地や道路への利用へ転換が進んでいると考えられます。地価は、地域経済の低迷や人口減少により土地需要は弱含みで推移していることから、20年以上下落が続いていますが、下落率は縮小傾向にあります。

第3節 市土利用をめぐる基本的条件の変化

1. 人口減少による市土の管理水準の低下

本市の人口は、昭和35年の43,550人をピークに、令和2年国勢調査の人口は34,432人¹と人口減少下にあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると新庄市の人口は令和12年には、30,116人まで減少するとされています。年少人口²の割合は令和元年の11.5%から令和12年には10.2%に減少する一方、老年人口³は令和元年の32.5%から、令和12年には37.7%まで増加

¹ 令和2年国勢調査人口（確報値）

² 年少人口：人口推計における15歳未満人口。

³ 老年人口：人口推計における65歳以上人口。

することが推計され、少子化・超高齢化が進むことが想定されています。

市街地においては、空き地・空き家の増加が問題となり、特に中心市街地の商業環境は空き店舗が増加するなど空洞化が進んでいます。

農用地においては、農業従事者の減少により、水源かん養⁴機能等の多面的機能の低下が懸念されています。

2. 市土における災害リスクの増大

近年、豪雨に伴う水害や土砂災害等の自然災害が頻発・激甚化しており、市民の安全・安心な市土形成への意識が高まっています。洪水や土砂崩れ等のリスクを低減する水源かん養等の機能の維持や、災害にあっても被害を最小化し、速やかに復旧・復興できるよう市土の強靱化に向けた取組の重要性が高まっています。

3. 自然環境と美しい景観等の悪化の懸念

本市は、貴重な動植物が生息するなど、特色ある豊かな自然を身近に触れることができる環境にあります。近年、中山間地域⁵において、人口減少により、これまで人の手により良好に管理されてきた里地里山⁶の自然環境や景観の悪化が懸念されています。

また、平均気温の上昇など気候変動の影響による自然環境の悪化や生物多様性⁷の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、植生の変化など、市土保全など暮らしを支える生態系サービス（自然の恵み）⁸に影響が生じる懸念があります。

4 水源かん養：降水がすぐに森林や農地から流出せず、地中（土壌）に浸透し、地下水となってゆっくりと流れ出るにより、洪水や濁水が緩和され、水質も浄化されること。

5 中山間地域：農林統計上用いられている地域区分のうち、「中間農業地域」と「山間農業地域を合わせた地域。平野の外縁部から山間地を指す。また、食料・農業・農村基本法では、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域を「中山間地域等」といい、条件不利地域を対象とする地域振興立法の指定地域を含む概念。

6 里地里山：奥山自然地域と都市地域の間位置しさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

7 生物多様性：生物多様性条約では、生物多様性を全ての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。また、長い進化の歴史を経た世代を超えた命のつながり、日本と世界、地域と地域、流域など、スケールの異なる様々なつながりもある。「個性」は、同じ種であっても、個体それぞれが少しずつ違うことや、それぞれの地域に特有の自然や風景があり、それが地域の文化と結びついて地域に固有の風土を形成していること。

8 生態系サービス（自然の恵み）：人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」など。

第2章 市土利用に関する基本構想

第1節 市土利用の基本方針

1. 本計画が目指す市土の姿

今後も人口減少が進むことが予測されることから、市土の荒廃を防ぐとともに、土地需要の低下に伴い、最適な土地利用を選択することがより一層重要となります。

また、市街地の土地利用の効率化、農山村集落等の保全・再生、より安全で持続可能な市土利用、恵み豊かな自然環境の保全・活用の取組が重要です。このことから、市土の安全性を高め、人と自然が調和し、持続可能で豊かな市土の形成を目指していきます。

また、新庄藩の城下町として栄えてきた本市固有の歴史的風致⁹を誇るべき資産として後世に引き継いでいきます。

2. 市土利用の基本方針

目指す市土の姿を実現するため、「人口減少下における市土の適切な利用と管理」、「災害に強い安全・安心な市土づくり」、「将来世代に引き継ぐ優れた自然環境と美しい景観」の3つを基本方針とし、持続可能な市土の利用と管理を進めます。

(1) 人口減少下における市土の適切な利用と管理

中心市街地の空き地や空き家、空き店舗を活用したまちづくりを推進します。また、生活圏、近隣町村等を結び、相互の連携を深めるとともに、産業や観光、安全・安心の確保につながる交通ネットワークを強化していきます。

優良農地の確保を図るとともに、水源のかん養、洪水被害の防止や軽減、自然環境の保全等多面的機能の維持を図ります。

低・未利用地や空き地、空き家等については、積極的な活用を図ります。

(2) 災害に強い安全・安心な市土づくり

防災拠点となる施設等の耐震化や防災関連インフラ整備等のハード対策と災害情報共有化等のソフト対策を適切に組み合わせ、総合的な対策を推進します。

⁹ 歴史的風致：地域固有の歴史・伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地環境。

土砂災害等の災害リスクの高い地域における土地利用を適切に規制するほか、冬季における雪害防止対策の強化を推進します。

森林や農地の適切な維持・保全により、土砂崩れや洪水の防止機能等を活用し、災害に強い市土を形成していきます。

(3) 将来世代に引き継ぐ優れた自然環境と美しい景観

美しい山並みや田園・里山など自然環境と調和した美しい景観を保全・形成する取組や、市街地における歴史的風致の維持・向上に向けた取組を進め、地域における人々の生活や生業、風土により形成された美しい景観を次世代に継承していきます。

市民活動と自然との関係が深い地域では、生物多様性の保全や自然環境の保全活動を推進し、高い価値を有する原生的な自然地域では、自然環境の維持を図ります。

第2節 利用区分別の市土利用の基本方向

1. 農用地

農地の大区画化や担い手への農地の集積・集約化など農業の生産基盤を整備することにより、優良農地の確保を図るとともに、水源のかん養、洪水被害の防止や軽減、自然環境の保全等、農地のもつ多面的機能の維持を図ります。

2. 森林

木材生産機能をはじめ、水源かん養や市土保全、地球温暖化防止等の森林の有する多面的機能が享受できるよう、地元産材の利用拡大を通じた森林資源の循環利用とともに、緑豊かで美しい森林づくりに向けて多様で健全な森林の保全と整備に努めます。

都市及びその周辺の森林は良好な生活環境を維持する緑地として、農山村集落周辺の森林は、地域社会の活性化に加え、市民の多様な要請に配慮しつつ、適正な利用を図ります。

原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林は、適正な維持・管理を図り、健全な状態で次世代へ継承していきます。

3. 水面・河川・水路

水面については、農業用水としての役割のほか、防災上でも重要な役割を果たしていることから、適切な維持管理に努めます。

河川については、氾濫を未然に防止するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境等維持・向上を図ります。

水路については、農業用水路・排水路や流雪溝など適切な維持管理を図るとともに、新たな整備にあたっては、必要な用地を確保していきます。

4. 道路

一般道路は、地域間交流・都市間交流の促進、快適で安全・安心な生活基盤の確保及び経済活動の活性化を図るため、適切な維持管理・更新により長寿命化を図ります。

一般道路の整備にあたっては、安全性や歩行者に配慮し、まちの魅力を高めます。また、災害時の緊急輸送路の確保等に配慮するとともに、市民協働による道路緑化の推進を図り、環境の保全に配慮します。

農道・林道は、農林業の生産性向上や施設の適切な維持管理・更新を通じた既存用地の持続的な利用を図り、整備にあたっては自然環境の保全に配慮します。

5. 宅地

(1) 住宅地

耐震・環境性能を含めた住宅ストック¹⁰の質の向上や良好な居住環境の形成のための宅地利用を図ります。また、空き地・空き家も含め、行止まりや狭隘道路の解消をしながら、空洞化の解消に向けた取組を進めるよう、整備されたインフラを有効的に活用していきます。また、用途地域内の低・未利用地の有効活用を優先することとし、自然的土地利用¹¹からの転換については周辺の土地利用の状況などを抑える方向で検討していきます。

¹⁰ 住宅ストック：既存のものあるいは新規に供給されることで蓄積される住宅全体。

¹¹ 自然的土地利用：林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたもの。

(2) 工業用地

工業生産に必要かつ需要に応じた用地の確保を図ります。

新たな工業用地については、社会経済情勢の変化に伴う土地需要動向を見極めながら、土地利用の転換を検討します。

(3) その他の宅地（事務所、店舗、公共施設¹²、商業施設等）

事務所・店舗等については、経済状況の変化に対応しながら、市街地への集約を推進できるよう、周辺の土地利用との調整を図ります。

公共施設の建て替え等の際には、災害リスクに配慮した立地を確保していきます。

6. その他

公用・公共用施設¹³の用地については市民の利便性や環境の保全、防災機能に配慮しつつ、施設の集約化による機能的かつ効率的な維持管理を目指し、適正規模の用地の確保に努めます。

¹² 公共施設：公官庁などの公共施設用地（文教施設を除く）。

¹³ 公共・公共用施設：文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設、官公署等公のために設けられた施設。

第3章 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

第1節 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

1. 計画の目標年次は令和13年とし、基準年次は令和元年とします。
2. 市土の利用に関して基礎となる人口については、令和12年における国立社会保障・人口問題研究所「日本の市町村別将来推計人口」（平成30年推計）による推計値30,116人とします。
3. 市土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び人口集中地区とします。
4. 市土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の市土利用の現況や面積の推移についての調査に基づき、将来人口等を基本にして設定します。

【市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標】

(単位：ha、%)

利用区分	令和元年 (2019年)	令和13年 (2031年)	構成比	
			令和元年	令和13年
農用地	5,432	5,376	24.3	24.1
田	4,890	4,834	21.9	21.7
畑	536	536	2.4	2.4
採草放牧地	6	6	0.0	0.0
森林	12,811	12,803	57.5	57.5
原野	796	791	3.6	3.5
水面・河川・水路	918	925	4.1	4.2
水面	111	111	0.5	0.5
河川	519	526	2.3	2.4
水路	288	288	1.3	1.3
道路	867	924	3.9	4.1
一般道路	551	607	2.5	2.7
農道	288	289	1.3	1.3
林道	28	28	0.1	0.1
宅地	1,020	1,036	4.6	4.7
住宅地	518	522	2.3	2.4
工業用地	86	91	0.4	0.4
その他の宅地	416	423	1.9	1.9
その他	441	430	2.0	1.9
合計	22,285	22,285	100.0	100.0
人口集中地区 ¹⁴	498	498	2.2	2.2

※令和元年の人口集中地区の面積は平成27年の国勢調査による面積

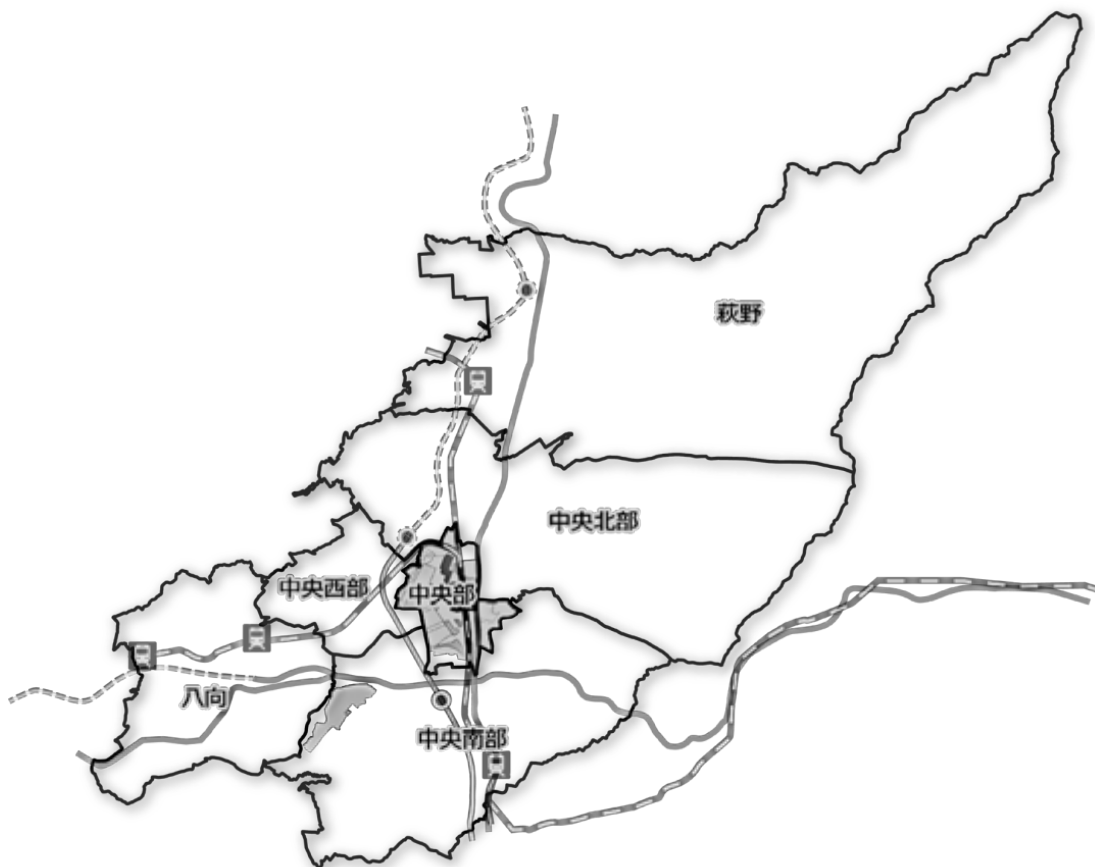
¹⁴ 人口集中地区：国勢調査の結果に基づき、その調査区を基礎単位として用い、市町村の境域内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が1k㎡当たり4,000人以上）が隣接し連担した区域全体の人口が5,000人以上となる区域。

第2節 地域別の概要

1. 地域区分

地域区分については、各地区の自然的、社会的、文化的諸条件を考慮のうえ、中学校区と用途地域¹⁵界を基本としながら、以下の6地域区分とします。

No.	地域名	構成する地域
1	中央部地域	概ね用途地域
2	中央西部地域	概ね新庄中学校区
3	中央北部地域	概ね明倫学園区
4	中央南部地域	概ね日新中学校区
5	萩野地域	概ね萩野学園区
6	八向地域	概ね八向中学校区



¹⁵ 用途地域：都市計画区域内において、住宅や商業施設、工場などが不規則に混在してそれぞれの環境が悪くなることを防ぐことを目的に、その土地に建築可能な建物の種類や規模を制限する地域。土地利用の方針に合わせて13種類の用途地域（住居系8種類、商業系2種類、工業系3種類）の中から適切なものを指定するもので、本市では、12種類の用途地域を指定。

2. 地域別の概要

(1) 中央部地域

本地域は、住宅地、商業地、公共公益施設¹⁶が集積する、本市の中枢を形成している地域となっています。また、地域の東側に南北を結ぶ国道13号、南側に東西を結ぶ国道47号があり、JR奥羽本線と陸羽東西線の結節点であり山形新幹線のターミナル駅¹⁷でもある新庄駅が立地するなど、本地域は、本市の交通拠点となっています。

一方、新庄警察署が移転し、さらに県立新庄病院の移転が進められているほか、最上地区の県立高校の再編整備に伴う高等学校の統合や最上広域消防本部等の移転が予定されており、跡地利用の動向を注視していく必要があります。

今後は、既存の社会生活基盤¹⁸を有効活用しながら、本市の中枢としての機能の強化や生活環境・交通環境の安全性と利便性の向上を図ります。

また、地域内には新庄城址の最上公園や指首野川などの歴史的・自然的な資源も多くあり、都市機能と調和した空間を形成しているため、これを後世に継承するよう維持、保存していきます。

(2) 中央西部地域

本地域は、中央部地域の西側に隣接する、丘陵部と農地が広がる自然豊かな地域です。広大な田園地帯を借景としたゴルフ場などを擁し、道路沿道に集落が点在しています。

今後は、広大な農地基盤の生産性の向上や農村景観の保全とともに、中央部地域との連携を強化することで、日常生活環境の維持向上を推進していきます。

(3) 中央北部地域

本地域は、市のほぼ中央に位置し、新庄藩主戸沢家墓所やエコロジーガーデン、山屋セミナーハウス、市民スキー場などの観光・交流施設を有している地域です。地域の南西部に新庄北インターチェンジが供用され、国道13号や県道313号泉田新庄線などが地区を縦断しています。

¹⁶ 公共公益施設：電気、ガス、水道、下水道、電話等の施設。

¹⁷ ターミナル駅：列車の起点・終点となる鉄道駅。

¹⁸ 社会生活基盤：道路、上下水道、電気、通信などの生活関連の社会資本。

広大な農地の中に集落が点在し、地域の東側の多くは山林を背後地として、集落が形成されています。

今後は、エコロジーガーデン帯を観光資源として活用し、交流の拡大を推進していきます。また、豊かな森林や農地を保全するとともに、史跡等の歴史や自然等を活用した観光資源を積極的に保全し、自然豊かな環境の維持・向上を推進します。

(4) 中央南部地域

本地域は、市の南側に位置し、新庄インターチェンジや新庄中核工業団地、県立農林大学校が立地するなど、本市の物流や産業の中核を担う地域です。また、新庄・最上地域初となる4年制大学である東北農林専門職大学（仮称）¹⁹の開学が予定されています。

隣接する中央部地域と連担した住宅地や、国道13号や47号をはじめとした主要幹線道路沿いなどに集落があるほか、丘陵地帯にある東山公園を中心に隣接する陣峰市民の森などのスポーツ・レクリエーション施設もあり、市民の憩いの場となっています。

今後は、物流や産業、学術研究の拠点としての機能の向上を図るとともに、豊かな自然環境と農地を保全していきます。

(5) 萩野地域

本地域は、市の北部に位置する地域であり、東側に山間部、西側に農地が広がる自然豊かな地域です。国道13号沿いをはじめとした道路沿道や泉田駅の東側、萩野学園周辺に住宅地が形成され、周囲には田園が広がり、旧小学校周辺（萩野小学校・昭和小学校）や道路の結節点などに集落が点在しています。また、地域の南西部には新庄横根山工業団地が立地しています。

今後は、中央部地域との連携の強化により、地域における生活環境を維持向上していきます。また、整備が進められている（仮）昭和インターチェンジを活用した横根山工業団地の機能向上を図るとともに、田園等からなる農村集落の景観を保全していきます。

¹⁹ 専門職大学：質の高い実践的な職業教育を行うことを制度上明確にした大学。

また、栗駒国立公園に属する神室山から連なる東部山岳地帯は、原生的な自然²⁰がそのままの状態に残されており、貴重な動植物も生息していることから、これを保全し、後世に継承していきます。

(6) 八向地域

本地域は市の南西部に位置し、本合海小学校周辺と升形小学校周辺の2地区に、比較的大きな集落があり、これらを農地や森林、最上川や新田川、升形川が取り囲んでおり、自然豊かな環境を形成しています。

今後は、本合海地区と升形地区を地域の生活拠点として位置づけた上で機能強化を図り、この2つの拠点と中央部地域との連携を強化することで、地域における生活環境を維持向上していきます。

また、この地域は、最上川や八向楯など、自然と歴史豊かな景勝地を有していることから、観光資源を活かした活性化を図るとともに、これを保全し、後世に継承していきます。さらに、水害等の災害対策の強化により、安全で安心できる地域形成を推進します。

第4章 第3章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第1節 土地利用に関する法律等の適切な運用

国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法及び国土強靱化基本法等土地利用関係法の適正な運用を図るとともに、全国計画、県計画及び本計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用を図ります。

第2節 地域整備施策の推進

地域の振興、整備にあたっては、第5次新庄市総合計画に掲げる『「住みよさ」をかたちに 新庄市』の実現と市土の均衡ある発展に向けて、各地域の特性に応じて総合的な整備を図ります。

²⁰ 原生的な自然：人の活動による影響を受けたことのない自然の総称。

第3節 市土の保全と安全性の確保

市民の安全性を確保するため、防災拠点の整備、市民の避難所として活用できる施設等の確保、災害対応に活用できるオープンスペース²¹の確保、ライフラインの強靱化などを図ります。さらに、危険箇所におけるリスクと避難方法などの情報については、市民の理解と自主的な避難を促進する観点から、ハザードマップ²²の更新等の取組を推進します。

また、冬期間の市民の安全・安心な暮らしを守るため、雪崩や地吹雪などの雪害を防止する雪寒施設や、流雪溝の整備、適切な除雪体制の充実など、雪に起因する災害や交通障害による被害を最小化するための対策を推進し、雪に強いまちづくりに取り組みます。

第4節 持続可能な市土の管理

今後も人口が減少していくことが想定されるため、できる限りコンパクトなまちづくりを目指し、用途地域内における低・未利用地や空き家・空き店舗などの有効活用を推進します。

都市機能については地域の中心部等への誘導を図り、誰もが移動しやすい環境を整えるため、公共交通等によるネットワーク整備を検討していきます。

食料の安定供給に不可欠な優良農地を維持・確保するとともに、多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の確保・育成とスマート農業²³導入などによる営農等の効率化を図ります。

持続可能な森林管理のため、新たな木材需要の創出や、間伐等の森林の適切な整備等を通じ、林業の成長産業化を推進します。

第5節 環境の保全と美しい市土の形成

1. 市民の暮らしと自然との調和

市街地の緑地、その周辺の保全された里山や農地を活用し、住みやすくゆとりある

²¹ オープンスペース：公園、道路、河川等立ち入りが可能な空き地等。

²² ハザードマップ：自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

²³ スマート農業：ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業。

田園都市づくりを進めます。

自然公園等の魅力発信等を通じて、優れた自然の風景地の保護とともに利用の増進を図るなど、森林や河川などの自然環境等を観光振興やレクリエーション等に活用していきます。

水資源については、河川やダム等の適正な利用により安定的に確保するとともに、生活排水処理施設の整備等により水質の保全を図ります。

また、健全な森林の整備、優良農地の確保、河川における動植物の生息、農業用水等の利水に必要な流量の確保を図るとともに、河川や農業用水から住宅地の既存水路への消流雪用水の供給など、地域の実情にあった健全な水循環と水資源の適正利用を図ります。

自然環境に配慮した再生可能エネルギー施設の整備の在り方については、地域住民と適切な合意形成を図り、自然や歴史的・文化的遺産等、地域の景観特性を考慮し、周辺景観と調和した場所と規模になるよう配慮します。

2. 美しい景観の保全・形成

山河の眺めをはじめ、市街地、田園、樹林地が調和した美しい景観、地域の歴史、文化等と結びついた景観を保全していきます。

その推進にあたっては、「歴史まちづくり法²⁴」を活用した歴史的風致の維持・向上を図り、個性豊かなまちづくりを目指します。

3. 優れた自然環境の維持・保全

身近な自然がある地域では、地域の特性に応じて多様な自然生態系が維持されるよう、自然環境の適切な保全を図ります。

原生的な自然環境が残る地域では、多様な生物種を保存するため、県と連携した行為規制等により維持・保全していきます。また、鳥獣被害対策については、侵入防止柵整備等の被害防除対策や捕獲対策など総合的な取組を推進します。

²⁴ 歴史まちづくり法：正式名称「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上を図るための法律。

第6節 土地利用の転換の適正化

1. 農用地の利用転換

農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や田園景観・自然環境に及ぼす影響に留意するとともに、周辺の土地利用との調整を図ります。また、農地転用許可制度等の適切な運用を図ることにより、優良農用地の確保に努めます。

用途地域内の農地については、市街化動向を踏まえながら、適切な土地利用への誘導に努めます。

2. 森林の利用転換

森林の利用転換を行う場合には、森林生産機能と林業経営の安定に留意するとともに、森林の有する水源かん養や自然環境の保全等の多面的機能に与える影響を十分に考慮し、周囲の土地利用との調整を図ります。

3. 大規模な土地利用転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲にわたることから、周辺地域を含めて事前に十分な調査と調整を行い、安全性の確保、環境の保全等に配慮するとともに、地域住民との十分な合意形成を図りながら、適正な土地利用の調整を図ります。

第7節 多様な主体の連携による市土運営の推進

国、県及び市の役割分担を踏まえつつ、連携をより密接にして市土の運営を進めます。

第8節 市土に関する情報の収集と普及啓発

市土の適切な利用を図るため、各種統計調査等、土地利用に関する情報の収集を図ります。

また、市民による市土への理解を促すため、地理情報システム等を活用し、公共の福祉の優先と適正な土地管理に関する情報の普及啓発に努めます。

(参考資料)

1. 計画策定経過

区分 年月日	経過等	内容
令和元年5月 13日～31日	令和元年度まちづくりアンケート調査	・定住意向、土地利用意向等の調査
令和元年 10月30日	令和元年度 第1回策定委員会・作業部会合同会議	・国土利用計画策定について
令和元年 12月19日	令和元年度 第2回策定委員会・作業部会合同会議	・国土利用計画策定について
令和2年 11月27日	令和2年度 第1回策定作業部会	・国土利用計画策定について
令和3年 3月15日	令和2年度 第2回策定作業部会	・第5次新庄市国土利用計画骨子案について
令和3年 3月22日	令和2年度 第1回策定委員会	・第5次新庄市国土利用計画骨子案について
令和3年 5月24日	市議会総務文教委員協議会	・第5次国土利用計画の策定について
令和3年 6月1日	市議会全員協議会	・第5次国土利用計画の策定について
令和3年 6月21日	令和3年度 第1回策定委員会	・第5次国土利用計画の策定について
令和3年 7月9日	土地利用関係団体との情報交換会	・第5次国土利用計画の策定について ・土地利用に関する情報交換
令和3年 8月6日	令和3年度 第1回策定作業部会	・第5次国土利用計画の策定について
令和3年 8月20日	令和3年度 第2回策定作業部会	・第5次国土利用計画(素案)について
令和3年 8月30日	山形県との意見交換会	・国土利用計画策定にかかる意見交換
令和3年 9月3日	令和3年度 第2回策定委員会	・第5次国土利用計画(素案)について
令和3年 9月27日	政策調整会議	・第5次国土利用計画(素案)について
令和3年 10月14日	市議会総務文教委員協議会	・第5次国土利用計画(素案)について
令和3年 10月27日	土地利用関係団体との情報交換会	・第5次国土利用計画(素案)について ・土地利用に関する情報交換
令和3年 12月20日	令和3年度 第3回策定委員会	・第5次国土利用計画(案)について
令和3年 12月24日	政策調整会議	・第5次国土利用計画(案)について
令和4年1月12 日～2月2日	パブリックコメント	・第5次国土利用計画(案)に対する意見公募
令和4年 1月11日	市議会総務文教委員協議会	・第5次国土利用計画(案)について
令和4年 1月18日	市議会全員協議会	・第5次国土利用計画(案)について

※策定委員会は、新庄市国土利用計画策定委員会の略
 ※策定作業部会は、新庄市国土利用計画策定作業部会の略

2. 計画における主要指標

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和元年 (基準年次)	資料	
人口	総人口(人)	42,151	40,717	38,850	36,894	35,004	国勢調査	
	性別	男(人) (%)	20,226 (48.0)	19,434 (47.7)	18,432 (47.4)	17,535 (47.5)		16,697 (47.7)
		女(人) (%)	21,925 (52.0)	21,283 (52.3)	20,418 (52.6)	19,359 (52.5)		18,307 (52.3)
	年齢階層別	年少人口(人) (0~14歳)(%)	6,805 (16.1)	6,120 (15.0)	5,404 (13.9)	4,659 (12.6)		3,976 (11.4)
		生産年齢人口(人) (15~64歳)(%)	26,252 (62.3)	24,694 (60.7)	23,020 (59.4)	21,136 (57.3)		19,607 (56.1)
		高齢人口(人) (65歳以上)(%)	9,094 (21.6)	9,892 (24.3)	10,332 (26.7)	11,034 (29.9)		11,356 (32.5)
	人口密度(人/km ²)		189.0 (223.08km ²)	182.5 (223.08km ²)	174.2 (223.08km ²)	165.6 (222.85km ²)		157.1 (222.85km ²)
世帯	世帯数(世帯)	13,042	12,950	12,980	12,961	13,205		
	1世帯当たり人員(人)	3.23	3.14	2.99	2.85	2.65		
都市化	人口集中地区人口(人)	20,387	19,402	18,898	18,853	-		
	人口集中地区面積(km ²)	4.50	4.53	4.82	4.98	-		
	DID人口/総人口(%)	48.4	47.7	48.6	51.1	-		
就業構造	就業者(人)	21,196	19,778	18,404	18,433	-		
	産業別	第1次(人) (%)	1,970 (9.3)	1,971 (10.0)	1,790 (9.7)	1,779 (9.7)	-	
		第2次(人) (%)	6,983 (32.9)	5,733 (29.0)	4,895 (26.6)	5,083 (27.6)	-	
		第3次(人) (%)	12,211 (57.6)	11,934 (60.3)	11,509 (62.5)	11,127 (60.4)	-	
労働力人口(人)		22,016	20,982	19,756	19,109	-		
経済	農業産出額(億円)	68	62	53	66	60 ※市農林課調べ	山形農林水産統計年報	
	製造品出荷額等(億円) (※4人以上の事業所)	755	691	460	531 (H26)	621	工業統計調査	
	小売業商品販売額(億円)	659 (H11)	610 (H16)	614 (H19)	572 (H26)	590 (H28)	商業統計調査	
環境保全	都市公園面積(ha)	36.3	44.2	44.2	41.37	41.37	山形県の都市計画	
	1人当たり公園面積(m ²)	8.6	10.9	11.4	11.2	11.8		
	下水道普及率(%)	38.7	44.1	48.6	51.9	54.6		
	上水道普及率(%)	84.6	88.1	90.9	93.4	96.0		
その他	歳入総額(百万円)	16,725	14,901	15,393	16,890	19,139		
	歳出総額(百万円)	16,034	13,854	15,006	16,337	18,312		

注1: 令和元年の人口、世帯数は、県推計値。

注2: 人口及び就業構造の下段()は、構成比。

注3: 小売業商品販売額の()は、調査年次。

3. 人口等の推移

(国勢調査) (国勢調査) (基準年次) (目標年次)

山形県	単位	(国勢調査)										(基準年次)		(目標年次)	資料
		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和13年※			
人口	人	1,168,924	1,161,294	1,151,863	1,141,260	1,130,659	1,123,891	1,113,029	1,101,452	1,089,805	1,077,057	957,314			
世帯数	世帯	388,608	390,950	392,853	394,047	395,616	393,396	395,082	369,738	398,519	400,164	-			
1世帯当たり人員	人	3.01	2.97	2.93	2.90	2.86	2.86	2.82	2.98	2.73	2.69	-			
人口	人	84,319	83,044	81,766	80,425	79,140	77,895	76,369	75,011	73,560	72,046	59,037			
世帯数	世帯	25,526	25,484	25,529	25,421	25,360	24,998	24,969	24,953	24,895	24,860	-			
1世帯当たり人員	人	3.30	3.26	3.20	3.16	3.12	3.12	3.06	3.01	2.95	2.90	-			
人口	人	38,850	38,462	37,989	37,637	37,202	36,894	36,431	35,997	35,515	35,004	30,116			
年少人口 (15歳未満)	人	5,404	5,265	5,083	5,011	4,876	4,959	4,514	4,312	4,155	3,976	3,070			
	%	13.9	13.7	13.4	13.3	13.1	12.7	12.4	12.0	11.7	11.4	10.2			
生産年齢人口 (15～64歳)	人	23,020	22,873	22,453	22,037	21,481	21,136	20,718	20,386	20,011	19,607	15,702			
	%	59.4	59.6	59.3	58.7	57.9	57.4	57.0	56.7	56.4	56.1	52.1			
老年人口 (65歳以上)	人	10,332	10,230	10,359	10,495	10,751	11,034	11,134	11,234	11,284	11,356	11,344			
	%	26.7	26.7	27.3	28.0	29.0	30.0	30.6	31.3	31.8	32.5	37.7			
年齢不詳人口	人	94	94	94	94	94	65	65	65	65	65	0			
世帯数	世帯	12,980	12,965	12,994	12,990	12,995	12,976	13,033	13,103	13,153	13,205	-			
1世帯当たり人員	人	2.99	2.97	2.92	2.90	2.86	2.84	2.80	2.75	2.70	2.65	-			
人口集中地区(市街地)人口	人	18,898	-	-	-	-	18,853	-	-	-	-	-			
小学校児童数	人	2,356	2,306	2,187	2,103	2,016	1,937	1,586	1,520	1,477	1,407	-			
中学校児童数	人	1,165	1,135	1,174	1,225	1,217	1,166	951	899	835	807	-			

山形県の人口と世帯数(山形県社会的移動人口調査 10月1日)

学校基本調査(5/1)

※ 令和12年(2030年)における国立社会保障・人口問題研究所「日本の市町村別将来推計人口」(平成30年推計)による推計値

4. 国土利用計画における土地の利用区分の定義及び把握方法

利用区分	定義	把握方法
1. 農用地	農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計である。	
(1) 農地	耕作の目的に供される土地であって、畦畔を含む。	「作物統計」の「田耕地面積」及び「畑耕地面積」の合計である。
(2) 採草放牧地	農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。	「山形県統計年鑑」の「市町村別利用区分面積」による。
2. 森林	国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。	「山形県統計年鑑」の「市町村別利用区分面積」による。
3. 原野	人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えるままの状態に放置されている土地。	「山形県統計年鑑」の「市町村別利用区分面積」による。
4. 水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計である。	
(1) 水面	以下に掲げるア、イ及びウの面積の合計である。 ア 天然湖沼(面積10ha未満のものは除く。) 環境省「自然環境保全基礎調査」による イ 人工湖 堤高15m以上のダムの湛水面積による。 ウ ため池 「ため池台帳」の堤高15m未満のため池の満水時の面積による。満水面積が未把握のものについては、堤高区分別有効貯水量を平均堤高で除し、一定係数を乗じて算出する。	「山形県統計年鑑」の「市町村別利用区分面積」による。
(2) 河川	河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域。	「山形県統計年鑑」の「市町村別利用区分面積」による。
(3) 水路	農業用水路	「山形県統計年鑑」の「市町村別利用区分面積」による。
5. 道路	一般道路、農道及び林道の合計である。車道部(車道、中央帯及び路肩)、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。	
(1) 一般道路	道路法第2条第1項に定める道路。	「山形県統計年鑑」の「市町村別利用区分面積」による。
(2) 農道	農地面積に一定率を乗じたほ場内農道及び「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じたほ場外農道。	「山形県統計年鑑」の「市町村別利用区分面積」による。

4. 国土利用計画における土地の利用区分の定義及び把握方法

利用区分	定義	把握方法
(3) 林道	国有林林道及び民有林林道。	「山形県統計年鑑」の「市町村別利用区分面積」による。
6. 宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。	「山形県統計年鑑」の「市町村別利用区分面積」による。
(1) 住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地籍の住宅用地に、非課税地籍のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。	「山形県統計年鑑」の「市町村別利用区分面積」による。
(2) 工業用地	「工業統計表(用地・用水編)」にいう「事業所敷地面積」を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したもの。	「山形県統計年鑑」の「市町村別利用区分面積」による。
(3) その他の宅地	(1)及び(2)の区分のいずれにも該当しない宅地である。(商業施設用地、官公庁などの公共施設用地等)	「宅地」から(1)住宅地及び(2)工業用地を除いた面積である。
7. その他	上記のいずれにも該当しない土地である。 (学校・教育施設用地、公園緑地、交通施設用地、ゴルフ場等のレクリエーション用地等)	市土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。
合 計	市土面積である。	国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。
人口集中地区	国勢調査における「人口集中地区」である。	国勢調査

5. 第4次新庄市国土利用計画との比較

単位:ha

項目 地目	第4次国土利用計画										計画期間の増減面積			第4次計画の目標増減面積	比較(差)
	平成20年 (基準年次)A	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (野況)B	(B-A)C	D	(C-D)E
農用地	5,682	5,681	5,674	5,663	5,659	5,658	5,647	5,523	5,458	5,448	5,432	△ 250	△ 72	△ 178	
田	5,070	5,070	5,050	5,040	5,040	5,040	5,030	5,000	4,950	4,940	4,890	△ 180	△ 68	△ 112	
畑	511	510	523	522	518	517	516	517	502	502	536	25	△ 4	29	
採草放牧地	101	101	101	101	101	101	101	6	6	6	6	△ 95	0	△ 95	
森林	12,319	12,321	12,322	12,322	12,322	12,323	12,798	12,798	12,812	12,812	12,811	492	0	492	
原野	88	88	87	87	87	87	84	705	735	766	796	708	0	708	
水面・河川・水路	889	890	889	888	888	889	925	924	922	934	918	29	2	27	
水面	78	78	78	78	78	78	114	114	114	125	111	33	0	33	
河川	519	519	519	519	519	519	519	519	519	519	519	0	1	△ 1	
水路	292	293	292	291	291	292	292	291	289	290	288	△ 4	1	△ 5	
道路	798	804	804	845	850	851	858	860	867	869	867	69	67	2	
一般道路	480	485	486	527	532	533	540	542	551	552	551	71	66	5	
農道	290	291	290	290	290	290	290	290	288	289	288	△ 2	1	△ 3	
林道	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	0	0	0	
宅地	908	911	914	915	923	930	999	1,007	1,013	1,016	1,020	112	29	83	
住宅地	506	507	509	510	511	512	513	515	516	518	518	12	9	3	
工業用地	78	70	73	73	67	65	70	61	66	78	86	8	11	△ 3	
その他の宅地	324	334	332	332	345	353	416	431	431	420	416	92	9	83	
その他	1,624	1,613	1,618	1,588	1,579	1,570	974	468	478	440	441	△ 1,183	△ 26	△ 1,157	
合計	22,308	22,308	22,308	22,308	22,308	22,308	22,285	22,285	22,285	22,285	22,285	△ 23	0	△ 23	
人口集中地区 (DD地区)	453	453	482	482	482	482	498	498	498	498	498	45	60	△ 15	

※「山形県統計年鑑」の「市町村別利用区分別面積」による。
 ※「人口集中地区面積」は、国勢調査の定額による人口集中地区。平成20・21年は平成17年国勢調査、平成22～26年は平成22年国勢調査、平成28～令和元年は平成27年国勢調査による人口集中地区面積を記載。

6. 土地利用の推移と規模の目標

区分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		令和13年 (目標年次)				
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	増減率 (R13/R元) (%)
農用地	6,003	26.9	5,950	26.7	5,793	26.0	5,674	25.4	5,432	24.3	5,376	24.1	△ 1.0
田	5,263	23.6	5,207	23.3	5,106	22.9	5,050	22.6	4,890	21.9	4,834	21.7	△ 1.1
畑	623	2.8	642	2.9	586	2.6	523	2.3	536	2.4	536	2.4	0.0
採草放牧地	117	0.5	101	0.5	101	0.5	101	0.5	6	0.0	6	0.0	0.0
森林	12,525	56.1	12,376	55.5	12,350	55.4	12,322	55.3	12,811	57.5	12,803	57.5	△ 0.1
原野	16	0.1	106	0.5	106	0.5	87	0.4	796	3.6	791	3.5	△ 0.6
水面・河川・水路	846	3.8	874	3.9	863	3.9	889	3.9	918	4.1	925	4.2	7
水面	62	0.3	62	0.3	62	0.3	78	0.3	111	0.5	111	0.5	0
河川	504	2.3	531	2.4	520	2.3	519	2.3	519	2.3	526	2.4	7
水路	280	1.2	281	1.2	281	1.3	292	1.3	288	1.3	288	1.3	0
道路	640	2.9	694	3.1	754	3.4	804	3.6	867	3.9	924	4.1	57
一般道路	335	1.5	390	1.8	446	2.0	486	2.2	551	2.5	607	2.7	56
農道	279	1.3	278	1.2	280	1.3	290	1.3	288	1.3	289	1.3	1
林道	26	0.1	26	0.1	28	0.1	28	0.1	28	0.1	28	0.1	0
宅地	794	3.6	844	3.8	883	4.0	914	4.1	1,020	4.6	1,036	4.7	16
住宅地	475	2.1	488	2.2	502	2.3	509	2.3	518	2.3	522	2.4	4
工業用地	85	0.4	84	0.4	74	0.3	73	0.3	86	0.4	91	0.4	5
その他の宅地	234	1.1	272	1.2	307	1.4	332	1.5	416	1.9	423	1.9	7
その他	1,484	6.6	1,464	6.6	1,559	7.0	1,618	7.3	441	2.0	430	1.9	△ 2.5
合計	22,308	100.0	22,308	100.1	22,308	100.2	22,308	100.0	22,285	100.0	22,285	100.0	0
人口集中地区	430	1.9	450	2.0	453	2.0	482	2.2	498	2.2	498	2.2	0

7. 土地利用転換マトリックス

単位: ha

面積増加 →	令和元年<基準年次>													計 (A)	(A)増減面積 -(B)				
	田	畑	採草放牧地	森林	原野	水面	河川	水路	一般道路	農道	林道	住宅地	工業用地			その他の地			
																	田	畑	採草放牧地
面積減少 ↓	4,890	536	6	12,803	791	111	526	288	44	289	28	522	91	423	430	22,285	22,285	▲56	
令和13年<目標年次>																	1	▲56	
田	4,834																	1	▲56
畑		536																0	0
採草放牧地			6															0	0
森林				12,803														0	▲8
原野					791													0	▲5
水面						111												0	0
河川							526											7	7
水路								288										0	0
一般道路									44									56	56
農道																		1	1
林道																		0	0
住宅地												3						4	4
工業用地													91					5	5
その他の宅地														423				7	7
その他																		0	▲11
計(B)	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	81	0

8. 土地に関する主な地域地区指定

地域地区等	根拠法令等	市の概況	所管課												
都市計画区域	都市計画法	都市計画区域 4,938ha (用途地域 698ha) (用途地域外 4,240ha)	都市整備課												
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域 10,352ha (農用地区域 7,205ha) (農振白地地域 3,147ha)	農 林 課												
国有林及び地域森林計画対象民有林	森林法	国有林 7,984ha 民有林 4,827ha	農 林 課												
自然公園地域	自然公園法	栗駒国定公園 総面積 77,122ha (山形県、岩手県、宮城県、秋田県) (うち山形県(新庄市、金山町、最上町)面積 9,824ha) (うち新庄市域面積 2,359ha)	環 境 課												
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理狩猟の適正化に関する法律	神室(新庄市、金山町、最上町) 総面積 9,384ha (特別保護区 1,644ha) 八向山 568ha 東山 325ha	環 境 課												
土砂災害警戒区域等	土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域 46箇所 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>土石流</td><td>17箇所</td></tr> <tr><td>地すべり</td><td>5箇所</td></tr> <tr><td>急傾斜地</td><td>24箇所</td></tr> </table> 土砂災害特別警戒区域 26箇所 (土砂災害警戒区域と重複) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>土石流</td><td>7箇所</td></tr> <tr><td>地すべり</td><td>0箇所</td></tr> <tr><td>急傾斜地</td><td>19箇所</td></tr> </table>	土石流	17箇所	地すべり	5箇所	急傾斜地	24箇所	土石流	7箇所	地すべり	0箇所	急傾斜地	19箇所	環 境 課
土石流	17箇所														
地すべり	5箇所														
急傾斜地	24箇所														
土石流	7箇所														
地すべり	0箇所														
急傾斜地	19箇所														
砂防指定地	砂防法	砂防指定地 22箇所	環 境 課												
その他災害危険区域		山腹崩壊危険地区 10箇所 崩壊土砂流出危険地区 21箇所 なだれ危険箇所 16箇所 土砂災害危険箇所 32箇所	環 境 課												
史跡名勝天然記念物	文化財保護法	有形文化財 34件 民俗文化財 7件 記念物 18件	社会教育課												
河川区域	河川法	河川面積 519ha	都市整備課												

※令和元年度末現在

9. 災害危険区域

1. 土砂災害警戒区域等の概要(県砂防・災害対策課所管)

番号	箇所名	大字等	種類	箇所番号	警戒区域告示年月日	特別警戒区域告示年月日
1	小泉沢	五日町	土石流	23-19	H25. 10. 18	H25. 10. 18
2	冷水沢	十日町	土石流	23-18	H26. 10. 3	H26. 10. 3
3	南沢山神沢	鳥越	土石流	23-16	H26. 2. 28	
4	熊の沢	鳥越	土石流	23-15	H26. 2. 28	H26. 2. 28
5	長坂沢	本合海	土石流	23-11	H26. 10. 3	
6	つつみ沢	本合海	土石流	23-12	H26. 10. 3	
7	不動沢-1	萩野	土石流	23-05-1	H25. 10. 18	
8	不動沢-2	萩野	土石流	23-05-2	H25. 10. 18	
9	山崎沢	本合海	土石流	23-22	H26. 10. 3	
10	駒場沢2	鳥越	土石流	23-23	H26. 2. 28	
11	水上沢	萩野	土石流	23-20	H26. 2. 28	H26. 2. 28
12	南沢	鳥越	土石流	23-06	H26. 2. 28	
13	ウルシ沢	五日町	土石流	23-03	H25. 10. 18	H25. 10. 18
14	大沢	萩野	土石流	23-04	H26. 2. 28	H26. 2. 28
15	駒場沢1	鳥越	土石流	23-07	H26. 2. 28	
16	八幡沢	鳥越	土石流	23-08	H26. 2. 28	H26. 2. 28
17	マン沢	鳥越	土石流	23-09	H26. 2. 28	
18	升形	升形	急傾斜地	1-6101	H26. 2. 28	H26. 2. 28
19	滝ノ倉1	十日町	急傾斜地	1-6104	H27. 2. 24	H27. 2. 24
20	本合海-3	本合海	急傾斜地	1-6103-3	H27. 2. 24	
21	本合海-2	本合海	急傾斜地	1-6103-2	H27. 2. 24	
22	本合海-5	本合海	急傾斜地	1-6103-5	H27. 2. 24	
23	本合海-4	本合海	急傾斜地	1-6103-4	H27. 2. 24	H27. 2. 24
24	本合海-6	本合海	急傾斜地	1-6103-6	H27. 2. 24	
25	前波4	升形	急傾斜地	2-61H001	H26. 2. 28	H26. 2. 28
26	山崎-1	本合海	急傾斜地	1-6102-1	H26. 10. 3	H26. 10. 3
27	土内3	萩野	急傾斜地	2-6108	H25. 10. 18	H25. 10. 18
28	前波1	升形	急傾斜地	2-6102	H26. 2. 28	H26. 2. 28
29	山屋	金沢	急傾斜地	2-6109	H27. 2. 24	H27. 2. 24
30	前波2	升形	急傾斜地	2-6103	H26. 2. 28	H26. 2. 28
31	土内2	萩野	急傾斜地	2-6107	H25. 10. 18	H25. 10. 18
32	土内1	萩野	急傾斜地	2-6106	H25. 10. 18	H25. 10. 18
33	長坂	本合海	急傾斜地	2-6105	H26. 10. 3	H26. 10. 3
34	前波3	升形	急傾斜地	2-6104	H26. 2. 28	H26. 2. 28
35	南沢山	鳥越	急傾斜地	2-6112	H27. 2. 24	H27. 2. 24
36	鳥越	鳥越	急傾斜地	3-6101	H26. 2. 28	H26. 2. 28
37	山崎-3	本合海	急傾斜地	1-6102-3	H26. 10. 3	
38	山崎-2	本合海	急傾斜地	1-6102-2	H26. 10. 3	H26. 10. 3
39	市野々-1	鳥越	急傾斜地	2-6111-1	H26. 2. 28	H26. 2. 28
40	市野々-2	鳥越	急傾斜地	2-6111-2	H26. 2. 28	H26. 2. 28
41	本合海-1	本合海	急傾斜地	1-6103-1	H27. 2. 24	H27. 2. 24
42	臼ヶ沢(新庄市)	本合海	地すべり	J23-H003	H27. 2. 24	
43	新庄温泉(新庄市)	本合海	地すべり	153	H27. 2. 24	
44	八幡	本合海	地すべり	J23-H001	H26. 10. 3	
45	西の山-2	金沢	地すべり	154-2	H27. 2. 24	
46	西の山-1	金沢	地すべり	154-1	H27. 2. 24	

2. 砂防指定地の概要(県砂防・災害対策課所管)

番号	溪流名	指定年月日	告示番号	面積(ha)
1	泉田川	S14. 11. 6	内527	5.4580
2	泉田川	S27. 6. 5	建717	0.6000
3	泉田川	S27. 6. 5	建717	2.2900
4	戸前川	S29. 10. 5	建1433	4.8777
5	朴沢川	S31. 1. 24	建96	1.8245
6	洞ヶ沢川	S37. 10. 18	建2658	2.8620
7	升形川	S41. 6. 27	建2075	1.8700
8	新田川	S42. 3. 31	建1156	13.6500
9	升形川	S45. 10. 7	建1478	3.9500
10	新田川	S48. 11. 30	建2366	1.9200
11	吉沢川	S50. 1. 20	建42	2.5500
12	泉田川	S56. 9. 7	建1501	4.7300
13	新庄内川	S59. 12. 1	建1602	2.8800
14	北の沢	S63. 2. 15	建197	4.0000
15	泉田川	H 1. 1. 26	建110	3.6000
16	泉田川	H 2. 2. 6	建201	5.2600
17	泉田川	H 3. 4. 15	建1038	3.7100
18	新田川	H 6. 9. 1	建1902	2.4900
19	吉沢川(イ)	H14. 5. 8	国360	1.8700
20	吉沢川(ロ)	H14. 5. 8	国360	0.9700
21	泉田川	H15. 3. 28	国290	0.7400
22	南沢	H17. 3. 22	国323	1.1644

3. 山腹崩壊危険地区の概要(県森林課所管)

番号	位置	保安林	面積(ha)	治山事業 進捗状況	人家	道路
1	大字升形字前波山	有	2.0	概成	3	国
2	大字升形字前波山	無	4.0	無	6	
3	大字本合海字八幡	無	4.0	無	14	国
4	大字本合海字八幡	無	3.0	無	3	
5	大字升形字上三野	無	1.0	無	9	
6	大字鳥越字権現堂	無	4.0	無	4	県
7	大字鳥越字権現堂	無	3.0	無	21	県
8	大字鳥越字南沢山神沢	無	1.0	一部概成	0	市
9	大字升形字種活沢山外2	無	1.0	無	2	県
10	大字五日町字芝草山	無	1.0	一部概成		市

4. 崩壊土砂流出危険地区の概要(県森林課所管)

番号	位置	保安林	面積(ha)	治山事業 進捗状況	人家	道路
1	大字萩野字小倉山	無	3.5	無	0	農
2	大字萩野字小倉山	無	3.0	無	0	農
3	大字萩野字小倉山	無	3.0	無	4	農
4	大字萩野字杵蔵	無	15.0	無	50	県
5	大字萩野字大以良川	有	22.0	一部概成	18	農
6	金沢字大森山	無	3.0	無	0	市
7	大字鳥越字権現堂	無	1.0	一部概成	17	県
8	大字鳥越字権現堂	無	2.0	未成	8	県
9	大字升形字大沢山	無	1.5	無	0	市
10	大字升形字前波	無	1.5	無	0	
11	大字升形字前波	無	3.5	無	13	市
12	大字本合海字八幡	無	2.5	一部概成	6	国
13	大字本合海字八幡	無	1.0	一部概成	7	国
14	大字鳥越字外南沢	無	2.0	無	22	県
15	大字鳥越字熊ノ沢	無	3.5	無	15	県
16	大字本合海字臼ヶ沢	無	3.0	無	2	国
17	大字萩野字大以良川	有	1.8	無	15	県
18	大字升形字荒津沢	無	0.4	概成	0	
19	大字萩野字伽室	無	0.24	無	35	県
20	大字萩野字伽室	有	2.88	一部概成	5	市
21	十日町字上山崎	無	0.3	無	0	農

5. なだれ危険箇所の概要(県砂防・災害対策課所管)

番号	箇所名	所在地	斜面面積 (㎡)	人家戸数	国道	県道	市道	地すべり	土砂流	急傾斜地
1	山崎	大字本合海	8,620	8	○		○	林	Ⅱ	Ⅰ
2	本合海	大字本合海	25,950	31	○	○				Ⅰ
3	二ツ屋	大字鳥越	83,040	14			○			
4	休場	大字鳥越	30,190	8		○				Ⅰ
5	土内(1)	大字萩野	10,370	6			○			Ⅱ
6	土内(2)	大字萩野	21,990	13		○				
7	土内(3)	大字萩野	12,010	1		○				Ⅱ
8	前波(1)	大字升形	1,920	1			○			Ⅱ
9	前波(2)	大字升形	380	1		○				Ⅱ
10	前波(3)	大字升形	810	1		○				Ⅱ
11	長坂(1)	本合海	2,450	1						
12	長坂(2)	本合海	1,660	2						Ⅱ
13	前波(4)	大字升形	23,630	2		○				Ⅱ
14	市野々	金沢	4,580	4		○				Ⅱ
15	南沢山	大字鳥越	1,940	2			○			Ⅱ
16	鳥越	大字鳥越	3,440							Ⅲ

6. 新庄市土砂災害危険箇所の概要

番号	所在地	危険住宅		危険の種別		
		戸数	人口	地すべり	がけ崩れ	土石流
1	五日町字柴草山			◎		
2	五日町字小泉	11	40			○
3	五日町字檜葉沢			○		
4	金沢字山屋	1	2		○	
5	金沢字西ノ山	2		◎		
6	金沢字乱場堂	8	36			○
7	十日町字滝の倉前	3	15		○	
8	十日町字冷水沢					○
9	大字鳥越字家ノ下					○
10	大字鳥越字家ノ前	1	3			○
11	大字鳥越字市野々	3	9		○	
12	大字鳥越字熊ノ沢	5	14			○
13	大字鳥越字駒場	20	64			○
14	大字鳥越字権現堂	15	55	○	○	○
15	大字鳥越字沢口				○	
16	大字鳥越字外南沢	7	26			○
17	大字鳥越字転坂					○
18	大字鳥越字東裏				○	
19	大字鳥越字南沢山神沢	12	30			○
20	大字萩野字土内	19	75		○	○
21	大字萩野字水上	14	49			○
22	大字萩野字吉沢	5	18			○
23	大字升形字荒津沢			○		
24	大字升形字カッコ淵	3	10		○	
25	大字升形字上ミ野	4	13		○	
26	大字升形字前波	3	13			○
27	大字本合海字臼ヶ沢			○		
28	大字本合海字トコロ沢	5	25			○
29	大字本合海字長坂	9	30		○	○
30	大字本合海字本合海	31	99		◎	
31	大字本合海字矢筈山	3	3	◎		
32	大字本合海字山崎	9	32	◎	◎	○

(注)◎は、法律指定を含む区域である。

10. 新庄市の文化財

◎有形文化財

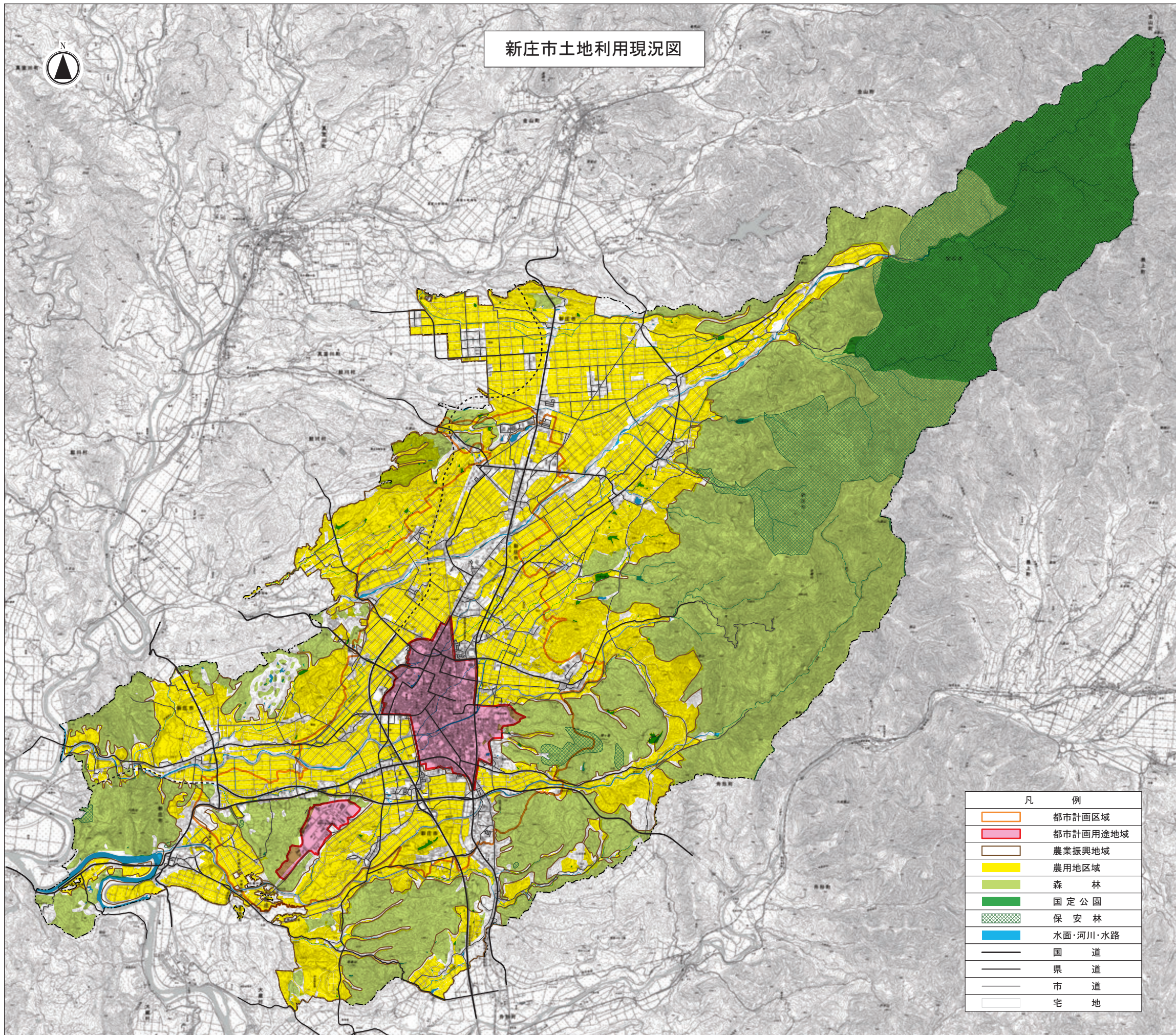
区分	指定区分	指定年月日	名称	員数
建造物(6件)	国重文	S44.12.18	旧矢作家住宅	1棟
	国重文	S61.12.20	八幡神社本殿拝殿	2棟
	県指定	S62.8.25	天満神社本殿・拝殿	2棟
	市指定	H14.5.15	積雲寺閻魔堂(元観音堂)	1棟
	国登録	H25.3.29	旧農林省蚕糸試験場新庄支場	10棟
	国登録	H26.4.25	旧農林省積雪地方農村経済調査所庁舎	1棟
絵画(2件)	市指定	S48.4.9	紙本著色新庄藩領内絵図	3隻
	市指定	H13.6.14	紙本著色長泉十六羅漢図屏風	1双
彫刻(5件)	県指定	H7.12.8	木造阿弥陀如来座像	1軀
	市指定	S46.9.1	木造阿弥陀如来座像	1軀
	市指定	S46.9.1	木造文殊菩薩座像	1軀
	市指定	H31.2.21	木造阿弥陀三尊像	3軀
	市指定	R2.2.21	観音菩薩・勢至菩薩立像	2軀
工芸品(3件)	市指定	S48.4.9	戸沢家馬標三階笠	1本
	市指定	S48.4.9	源長恒作槍	1本
	市指定	S54.10.29	亀綾織三十三観音掛仏	1幅
書跡(1件)	市指定	S48.4.9	新庄藩十一代藩主戸沢正実筆明倫堂	1幅
古文書(5件)	市指定	S48.4.9	秀吉の判物	3通
	市指定	S48.4.9	家康の書状	2通
	市指定	S48.4.9	最上義光起請文前文と本文	2通
	市指定	S48.4.9	秀吉の御検地目録帳	1冊
	市指定	S48.4.9	初・二代および歴代戸沢藩主の書状	150通
考古資料(6件)	県指定	S38.3.29	弥生式土器	4個
	市指定	S48.4.9	東山遺跡出土品	20個
	市指定	S48.4.9	縄文式土器中川原遺跡出土品	3個
	市指定	S48.4.9	縄文式土器宮内遺跡出土品	40個
	市指定	S54.10.29	南野遺跡出土品	256個
	市指定	S62.2.26	乱馬堂遺跡出土品	4,287個
歴史資料(6件)	市指定	S47.9.22	小磯国昭著「葛山鴻爪」の原稿	12巻
	市指定	S48.4.9	羽陽仙北伝記	24巻
	市指定	S48.4.9	大山格之助書状(屏風はり)	1通
	市指定	S54.10.29	羽州最上郡併村山郡之内戸沢上総介領内絵図	1枚
	市指定	H26.1.29	六面石幢	1
	市指定	R2.2.21	天満神社新祭願文札	1札

◎民俗文化財

区分	指定区分	指定年月日	名称	員数
有形民俗文化財(3件)	県指定	S52.5.12	隠明寺ダコの版木	12点30面
	市指定	S62.2.26	東山焼コレクション	1式
	市指定	R2.2.21	「雪国の民具」	1式
無形民俗文化財(4件)	国指定	H21.3.11	新庄まつりの山車行事	1
	県指定	S51.8.9	萩野・仁田山鹿子踊	1組
	市指定	S62.2.26	鳥越神楽	1組
	市指定	R2.2.21	新庄亀綾織	1件

◎記念物

区分	指定区分	指定年月日	名称	員数
史跡(9件)	国史跡	S62. 5. 12	新庄藩主戸沢家墓所 新庄藩主戸沢家墓所(二代正誠)	1括
	市指定	S38. 8. 26	角沢街道の丸仏(餓死聖霊位)	1括
	市指定	S38. 8. 26	鳥越の一里塚	1括
	市指定	S38. 8. 26	新庄城趾	1括
	市指定	S54. 10. 29	八向楯	1括
	市指定	H 1. 4. 28	柳の清水及び句碑	1括
	市指定	H 9. 10. 30	旧積雪地方農村経済調査所跡	1括
	市指定	H24. 10. 24	瑞雲院西墓地内戸沢家墓所	1括
	市指定	R 2. 2. 21	まかどの地蔵	1軀
名勝(1件)	国名勝	H26. 10. 06	おくのほそ道の風景地 本合海	1
天然記念物(8件)	県指定	S31. 11. 24	石動の親スギ	1本
	市指定	S52. 4. 1	山の神神社のブナ林	1括
	市指定	S54. 10. 29	角沢八幡神社のスギ	1本
	市指定	S63. 7. 25	市立図書館のカヤの木	1本
	市指定	H 7. 4. 27	臼ヶ沢の湿原植物と昆虫	1
	市指定	H 7. 7. 3	谷地小屋大清水のイバラトミヨ	1
	市指定	H20. 3. 26	大森山のオクチョウジザクラ	1本
	市指定	H26. 1. 29	原蚕の杜のクワの大木	12本



測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 3JHF 289
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

1 2. 新庄市土地利用マスタープラン

1 土地利用マスタープラン策定の趣旨

このマスタープランは、新庄市国土利用計画を基本とし、その参考資料として策定するものです。また、土地利用の基本的な方向性を明確にすることにより、将来の土地利用の指針及び判断基準となることを目的に策定するものです。

2 各ゾーンの考え方

(1) 都市地域（都市ゾーン）

都市地域においては、郊外への無秩序な市街地の拡大を抑制しながら、良好な市街地形成に向け、低・未利用地の有効活用を促進するとともに、医療・福祉・商業等の都市機能の集積を図ります。

(2) 農村地域（農地ゾーン）

農地や宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しながら、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう計画的な土地利用を図ります。

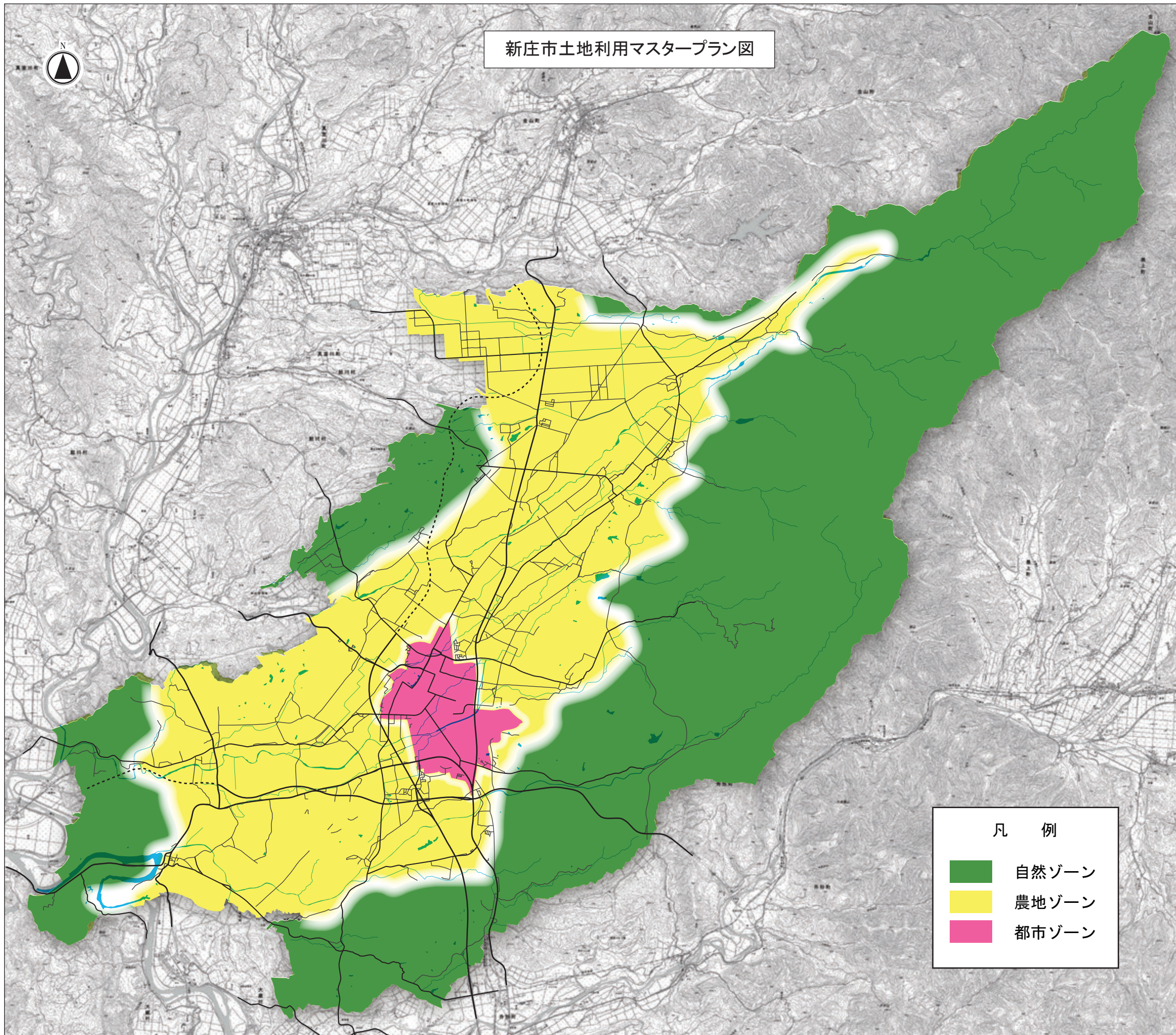
また、農業の担い手への農地の集積・集約化、農地の適切な管理、野生鳥獣被害の防止、健全な水循環の維持を進めます。

これらを通じて、豊かな自然景観や農村景観の維持・活用など、新庄らしい良好な景観形成の促進に努めます。

(3) 山間地域（自然ゾーン）

西部の山間地域及び東部の丘陵地については、森林資源の保全及び育成はもとより、市街地の環境を支える後背地として、自然環境の適正な保全に努めます。

また、地域住民にとって身近な自然については、その特性を踏まえつつ、適正な管理の下で、市民の憩いの場、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場として活用を図ります。



測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 3JHF 289
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第5次新庄市国土利用計画

発行年月 令和4年3月

発行 新庄市

編集 新庄市 総合政策課

996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号

電話：0233-22-2111（代表）

FAX：0233-22-0989

E-mail：seisaku@city.shinjo.yamagata.jp

URL：http://www.city.shinjo.yamagata.jp
